

建築基準法施行規則の一部を改正する省令案及び確認審査等に関する指針
の一部を改正する告示案に関するパブリックコメントの募集について

平成 25 年 1 月 26 日
国 土 交 通 省

1. 趣旨

今般、建築基準法施行規則の一部を改正する省令案及び確認審査等に関する指針の一部を改正する告示案を作成いたしました。

つきましては、下記要領のとおり、広く国民の皆様からご意見を賜るべく、本件に対する意見を下記のとおり募集致します。

2. 意見募集の対象

今回意見募集の対象となる案は、別紙のとおりです。

3. 意見の募集方法

意見募集要領（別添）のとおり実施します。

募集期間は、平成 25 年 1 月 26 日（土）～平成 25 年 2 月 24 日（日）までです。

4. 内容の公開

改正案は、意見募集と同時に以下により公開します。

- 電子政府の窓口（e-Gov）
- 窓口（国土交通省住宅局建築指導課）での配布

建築基準法施行規則の一部を改正する省令案及び確認審査等に関する指針の一部を改正する告示案に関するパブリックコメントの募集について

■意見募集対象

- ・建築基準法施行規則の一部を改正する省令案及び確認審査等に関する指針の一部を改正する告示案

■資料入手方法

- (1) 電子政府の窓口 (e-Gov)
- (2) 窓口での配布
国土交通省住宅局建築指導課 (東京都千代田区霞が関中央合同庁舎3号館2階)

■意見募集期間

平成25年1月26日(土)～平成25年2月24日(日)

■意見送付方法

意見提出用紙に記入のうえ、以下のいずれかの方法で国土交通省住宅局建築指導課までご意見を日本語にて送付して下さい。(なお、電話によるご意見の受付は対応しかねますので、あらかじめ御了承下さい。)

- (1) F A Xの場合 F A X番号 : 03-5253-1630
- (2) 郵送の場合 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省住宅局建築指導課 パブリックコメント担当 宛
(「建築基準法施行規則の一部を改正する省令案及び確認審査等に関する指針の一部を改正する告示案に対する意見」と明記して下さい。)
- (3) 電子メールの場合 メールアドレス : kenshi@mlit.go.jp
(電子メールの題名を「建築基準法施行規則の一部を改正する省令案及び確認審査等に関する指針の一部を改正する告示案に対する意見」として下さい。)

■注意事項

- ・電子メールでのご意見送付の場合はテキスト形式としてください。
- ・皆様から頂きましたご意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、頂いたご意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、予めその旨ご了承願います。いただいたご意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをご承知おき下さい。

国土交通省住宅局建築指導課 パブリックコメント担当 宛

建築基準法施行規則の一部を改正する省令案及び確認審査等に関する指針
の一部を改正する告示案に関するパブリックコメントの募集について

氏 名	(フリガナ)
住 所	
所 属	(会社名) (部署名)
電 話 番 号	
電子メールアドレス	
ご 意 見	(対象部分 :)

建築基準法施行規則の一部を改正する省令案及び確認審査等に関する指針の一部を改正する告示案について（概要）

1. 背景

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）に基づく確認申請等に係る建築物の設計者等が建築士であることの確認については、建築士免許証等の写し等により行っているところであるが、今般、一級建築士免許証の写しの偽造により、一級建築士でない者が一級建築士と詐称していた事案が全国で発覚していることを踏まえ、同様の事案の再発防止を図る観点から、今後は建築士免許証等の原本等により確認することとするため、関連する省令及び告示について改正を行う。

また、法第5条に基づく建築基準適合判定資格者検定についても、受検申込にあたって一級建築士免許証等の写しの提出を受検申込者に求めているため、同様の観点から所要の改正を行う。

2. 概要

（1）確認審査等における建築士の本人確認に係る方法の明確化

確認審査等に関する指針（平成19年国土交通省告示第835号。以下「告示」という。）において、所定の建築物の確認審査、完了検査及び中間検査に当たっては、設計者及び工事監理者が建築士法に規定する建築士であることを確認し、また、必要な場合において、当該建築物が構造設計一級建築士／設備設計一級建築士による構造設計／設備設計によるものであること又は構造設計一級建築士／設備設計一級建築士が法適合確認を行った構造設計／設備設計によるものであることを確認することとされている。

これらを確認する具体的な方法については、現行の告示に定めはないが、新たに、

- ①建築主事又は指定確認検査機関が、建築士名簿と照合して確認する方法
- ②申請者等に対し建築士免許証等、構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の原本の提示を求め、当該免許証等により確認する方法

のいずれかによることを告示に位置付けることとする。

これに伴い、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という。）において、確認申請書、完了検査申請書及び中間検査申請書の一部として規定している建築士免許証等の写し、構造設計一級建築士証の写し及び設備設計一級建築士証の写しについて、申請者からの提出を不要とする（規則第1条の3第1項第4号及び第6号、同条第4項第4号、第6号及び第7号、第2条の2第1項第3号、第3条第1項第3号、第2項第4号並びに第3項第4号、第6号及び第7号、第4条第1項第7号並びに第4条の8第1項第6号の削除。）。

（2）建築基準適合判定資格者検定の受検申込みに必要な書類の一部不要化

建築基準適合判定資格者検定の受検申込に当たっては、規則第1条第1項第1号において、一級建築士免許証等の写しの提出を受検申込者に求めているところ、今後は受検申込の受付側で受検申込者と建築士名簿との照合を行うことにより一級建築士であることを確かめることとするため、受検申込者からの当該写しの提出を不要とする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布 平成25年3月

施 行 平成25年6月